

## 第12回入善町農業委員会議事録

平成27年7月7日午後1時30分から第12回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 14名

1番 綿利秋	3番 笹原信一	4番 塚田周一	6番 柳澤勝譽志
7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎	10番 愛場正利	11番 窪野俊和
12番 酒井良博	13番 松原二美榮	14番 上島幸夫	16番 市森孝義
17番 中島由起子	18番 手塚喜志子		

欠席委員 4名

2番 中島茂樹	5番 長田昭	9番 紺田與規一	15番 野島浩
---------	--------	----------	---------

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	真岩芳宣
入善町農業委員会	主幹	板倉晴
入善町農業委員会	主任	上田安彦
入善町農業委員会	主事補	金山久徳

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第43号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第5	議案第44号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第6	議案第45号 事業計画変更の申請による意見進達について
日程第7	議案第46号 入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件

議長（鍋嶋 太郎）

皆さんお疲れ様です。7月からサザエさんのオープニングで入善ジャンボ西瓜とともにメガネをかけた生産者が描かれています。入善町のアピールにもなり、大変いいなと思い、そのモデルと思われる中島茂樹委員が本日欠席であることが大変残念であります。

さて、農協及び農業委員会の組織改革に関する法案が衆議院を通過したところです。なかなか詳細がみえないところでもありますので、これからも注視していかなければいけないと思っております。

それでは、本日もよろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第12回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第7終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。6番柳澤委員と7番寺崎委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第3、議案第42号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第42号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、小摺戸〇〇で、登記地目、現況地目、ともに田、面積は382㎡です。譲渡人は、神奈川県足柄上郡〇〇町〇〇番地〇〇の〇〇さんで、譲受人は、小摺戸〇〇番地の〇〇さんです。

当該農地は、以前から〇〇さんが〇〇さんから借り受けていましたが、譲り受けて耕作するため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から200mで通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、適用はありません。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、8か月にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は23,002㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると

考えます。

農業委員による意見書の確認印は、松原委員にいただいております。

次に申請番号2番、農地の所在は、小摺戸〇〇、小摺戸〇〇で、登記地目、現況地目、ともに田、合計面積は5,323㎡です。

譲渡人は、神奈川県足柄上郡〇〇町〇〇番地〇〇の〇〇さんで、譲受人は、小摺戸〇〇番地の農事組合法人〇〇です。

当該農地を所有する〇〇さんは現在神奈川県に住んでおり、農地の管理が困難で、農事組合法〇〇に譲るため、今回の申請となりました。

次に3条許可要件の確認です。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は事務所から徒歩10分の距離で通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農業生産法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、8か月にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は342,043.61㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積団滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、こちらも松原委員にいただいております。

以上2件です。よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

松原委員

事務局の説明のあったとおりです。2件とも譲渡人は同じで県外に住んでおり、資産の整理をされたかったようで、譲受人が決まり良かったとのことです。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第42号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第43号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第43号、農地法第4条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請地は、入善町高畠〇〇、台帳地目は田、現況地目は雑種地で、面積は1.98㎡です。申請者は、入善町芦崎〇〇番地の〇〇さんで、転用目的は「道路用地」です。

申請者の〇〇さんは、次の議案第44号の5条転用申請の申請番号1番に出てきますが、住宅建設のため農地を提供する予定ですが、平成25年10月において申請地の横に、住宅建設のため農地を提供しており、その際宅道として転用許可をうけましたが、町道拡幅工事に伴い、出入口の「角切り」部分が失われ、改めて「角切り」部分が必要となったため今回の転用申請となりました。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「道路用地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は、昭和60年4月1日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者はなく、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、1件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

塚田委員

現地を確認したところ、一度転用許可を受けたことがある場所で、現場は雑草も茂って農地としては利用し難い状態となっていました。転用しても周囲の営農への影響もなく問題ないと思います。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。  
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。  
議案第 43 号、農地法第4条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、  
ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第 5、議案第44号、農地法第 5 条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 44 号、農地法第 5 条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、3 件の申請があります。

それでは、申請番号 1 番、申請地は、入善町高畠〇〇番の計 1 筆、台帳地目が田、現況地目は雑種地で、面積は 371 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、入善町芦崎〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、黒部市新牧野〇〇番地〇〇〇〇棟〇〇号の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は所有権の移転です。

譲受人の〇〇さんは、現在、黒部市のアパートに住んでおり、長男の小学校入学を機会に、実家のある入善町に生活拠点を移し住宅を新築する予定ですが、親の面倒を見たいと考えていることから、親の側で建設する必要があり、適当な土地をさがしていたところ、実家にも程近く、長女を預ける保育所も近くにあることで、今回の申請地での転用申請となりました。

申請地は、住宅、ガレージ等として利用する計画であり、面積は 500 m<sup>2</sup>以内と、一般住宅の基準を満たしています。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第 1 種農地であると判断します。

第 1 種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の c の (e) による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第 2 種農地、第 3 種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われま

す。申請地は、譲渡人の夫により、昭和 6 0 年 4 月 1 日に農振農用地から除外済みであり、同じく整備工場敷地として転用が許可されております。夫の死亡により改めての申請となります。

隣接耕作者の同意書及び、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

次に、申請番号2番、申請地は、入善町芦崎〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は396㎡です。

譲渡人は、入善町芦崎〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、魚津市北鬼江〇〇丁目〇〇番〇〇号〇〇〇〇号の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は所有権の移転です。

譲受人の〇〇さんは、現在、魚津市のアパートに住んでおり、子どもの出産を機会に妻の実家のある入善町で住宅を新築する予定です。妻の両親の世話をすること、また、両親に子どもの面倒を見てもらいたいことから実家から半径300メートル周辺、芦崎地区8箇所を検討しましたが雑種地等非農地がなく今回の申請地での転用申請となりました。

申請地は、住宅、駐車場等として利用する計画であり、面積は500㎡以内と、一般住宅の基準を満たしています。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は、平成27年7月29日に農振農用地から除外予定であり、隣接耕作者の同意書及び、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

最後に、申請番号3番、申請地は、入善町芦崎〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は104㎡です。

譲渡人は、入善町芦崎〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、魚津市北鬼江〇〇丁目〇〇番〇〇号〇〇〇〇号の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は賃借権の設定です。

申請者の〇〇さんは、申請番号2番において住宅部分を所有権移転目的で転用申請していますが、道路から住宅の駐車場部分への乗り入れ用スペースが必要なことから申請地の転用申請となりました。

申請地は、申請番号2番の住宅、駐車場とあわせて利用する計画であり、2番と合わせた合計面積は500㎡であることから、一般住宅の基準を満たしています。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は、平成27年7月29日に農振農用地から除外予定であり、隣接耕作者の同意書及び、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、3件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

塚田委員

まず申請番号1番についてです。事務局の説明のとおりであります。一度農地転用の許可を受けてい

ますが、今回目的が別のものであるため新たに許可を取るものであり、問題ないと思います。

次に申請番号2番、3番については、実際には耕作されていないような農地であり、今回の転用により、周囲の営農にも影響はないため問題ありません。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

笹原委員

申請番号2番と3番で、所有権移転と賃借権設定とに分かれている理由はなぜでしょうか。

事務局

当初は、申請番号2番の敷地だけで計画をしていたのですが、将来、西側の小団地へとつながる可能性を見越して、道路とし賃借権を設定することとしたそうです。

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第44号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第6、議案第45号、事業計画変更の申請による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第45号、事業計画変更の申請による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

変更前は、譲渡人は入善町福島〇〇番地の〇〇さん外7名で、譲受人は朝日町三枚橋〇〇番地の〇〇株式会社、申請地は入善町上飯野〇〇外5筆の計6筆、台帳地目、現況地目ともに田、面積は、23,182㎡、転用目的は「陸砂利採取」、契約内容は賃借権の設定とし、計画期間は2カ年の予定でした。

変更後は、譲渡人は入善町福島〇〇番地の〇〇さん外9名で、当初譲渡人であった〇〇さんが死亡、また〇〇さんの相続人である〇〇さんの死亡により2名増となっています。

また、譲受人の朝日町三枚橋〇〇番地の〇〇株式会社は、申請地、地目、面積、転用目的について変更はありませんが、事業計画の終期が平成28年4月29日へ延長されたことと、埋め戻し土砂の確保地変更の2点に変更されています。

具体的な変更理由については、譲受人である〇〇株式会社の事業が昨年夏から国道8号線バイパスの工事、天然ガスパイプラインの工事、海岸防潮林の工事など集中的に行われ運搬車両不足が生じ、土砂の埋め戻しが大幅に遅れ、あわせて原石採取の停滞が見られ、2カ年ではとうてい完了が困難となりました。また、埋め戻し土砂の確保についても、当初予定していた〇〇株式会社より埋蔵量不足を告げられ、84,000㎥を38,000㎥へ減量し、不足分を、株式会社〇〇から36,000㎥と有限会社〇〇から10,000㎥

をもって、当初の201,256.8m<sup>3</sup>を確保するものです。追加となる埋め戻し土砂の確保先の2社からは、土砂提供証明書も添付されております。

以上、1件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

柳澤委員

今回のような変更申請の繰り返しにより、事業期間が延々と延びる可能性があるのではないですか。

事務局

砂利採取は一時転用の許可であり、最長で3年と決められています。

それ以上となると、一旦埋め戻し、もう一度許可申請が必要となります。

寺崎委員

平成28年産の作付けに間に合わせる日程になっているようですが、陥没が起きないように、しっかり埋め戻しをしてもらう必要がありますね。

議長（鍋嶋 太郎）

他にございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第45号、事業計画変更の申請による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第7、議案第46号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件を議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第46号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件、入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、意見を求めます。平成27年7月7日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農振除外は、3ヶ月に1度の受付であり、今回は平成27年6月15日受付分について、意見を求めることとなります。今回は、農振除外の申請が4件あります。

まず受付番号1番。除外願出者は入善町田中〇〇番地、〇〇さん、譲受人は入善町栲山〇〇番地、〇〇〇、〇〇さんです。除外対象地は、入善地区田中〇〇の内、地目は田、面積は450m<sup>2</sup>で、除外後の用途は農家分家住宅敷地です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、子どもの出産を機会に農家分家住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったもので

あるため、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

申請者と譲受人は親子です。譲受人の〇〇さんは、現在、町内のアパートで生活していますが、子どもの出産を機会に、父から申請地を借り受けて、実家の隣に農家分家住宅を新築する計画です。

申請地は、既存の宅地に隣接し、町道に面し下水道にも接続が可能です。

申請面積は450㎡と、500㎡以内であるため住宅の基準を満たし、住宅、2台分のカーポート、来客用駐車場、庭等として利用するため必要な面積です。

実家の両親に子どもの面倒を見てもらいたいこと、後継者として農地の管理をする必要があることから、実家の傍で建設する必要があるため、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存の宅地に隣接し、町道に面し、集团的農用地の規模を分断しないこと、残地の営農について、排水はこれまでどおり確保され、取水は、既存の側溝を延長することで確保し、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は側溝を設け隣接する農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる面積が450㎡と小規模であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営かんばい事業等の実施済地ですが、平成10年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

次に受付番号2番。除外願出者は入善町道古〇〇番地、〇〇さん、譲受人は、同じく入善町道古〇〇番地、〇〇さんです。除外対象地は、飯野地区道古〇〇の内、地目は田、面積は136㎡で、除外後の用途は農家住宅敷地拡張です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、家族が増え、駐車スペースがこれまで以上に不足することから必要となった車庫建設のための農家住宅敷地の拡張であり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

譲受人は、現在、家族で車を3台所有していますが、敷地が狭く駐車スペースが不足しており、1台は、住宅の前の空きスペースに駐車し、2台は、納屋の中に保管していますが、農作業時には外に出さなければならない、不便を感じています。

さらに、この度、長男が結婚し家族が増えるため、新たにもう1台分の駐車スペースが必要になりました。

そこで、この機会に、新たに増える1台と、屋外に駐車している1台、納屋に無理やり保管している2台の内の1台分として、合計3台分の車庫を建設する計画です。

車庫は、既存の住宅敷地に隣接して建設することから、農家住宅敷地の拡張となり、敷地拡張後の面積は、742.65㎡と1,000㎡以内であるため、農家住宅の基準を満たします。

申請目的が、住宅の車庫建設のための農家住宅敷地拡張であり、住宅敷地と一体的に利用する必要があるため、既存地の隣接地でなければならない、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認め

られます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存の宅地に隣接し、町道に面し、集团的農用地の規模を分断しないこと、残地の営農について、変形田となる部分は畑として利用し、水田として利用する部分については、取水はこれまでどおり確保され、排水は、申請地にパイプを通すことで確保し、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、当該変更に係る土地は、農業生産法人である担い手（所有等農地面積約101ヘクタール）が貸借し農業経営を行っている農地ですが、除外後においても所有等農地は101ヘクタールを維持する（農業経営面積0.01パーセント減）ことができます。

また、当該担い手は、地元地区を中心に農地を集積し、水稻、大豆を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることはなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの排水に関して、雨水排水は側溝を設け隣接する農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる面積が136㎡と小規模であること、農業用水路上を住宅敷地への進入路として利用しますが、農業用水路施設を破壊しない構造の既存の橋を利用することから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成16年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

続いて受付番号3番。除外願出者は入善町荒又〇〇番地、〇〇さん、譲受人は入善町栲山〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇さんです。除外対象地は、栲山地区荒又〇〇、地目は畑、面積は126㎡で、除外後の用途は農家分家住宅敷地です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、子どもの成長に伴い農家分家住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

申請者と譲受人は親子です。譲受人の〇〇さんは、現在、町内のアパートで生活していますが、子どもの成長に伴いアパートが手狭になってきたため、父から申請地を借り受けて、実家の隣に農家分家住宅を新築する計画です。

住宅は、実家に隣接した畑である申請地と、実家の敷地の空きスペースを利用して建設するため、新たに農振除外・転用する農地の面積を必要最小限に抑えることができます。

申請地は住宅、車2台分のカーポート、庭等として利用する計画で、既存地の一部と合わせた全体の敷地面積は294㎡であることから、500㎡以内であり、住宅の面積基準を満たしています。

実家の両親に子どもの面倒を見てもらいたいこと、逆に、実家の両親の老後の世話をしなければならないことから、実家の傍で建設する必要があり、実家の敷地の一部を利用して建設しますが収まらないため、実家の敷地の隣接地である申請地を除外するものであり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存の宅地に隣接し、町道に面し、集团的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水がこれまでどおり確保され、

引き続き農業用機械による営農が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は側溝を設け隣接する農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる面積が126㎡と小規模であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営かんぱい事業等の実施済地ですが、昭和57年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

最後に受付番号4番。除外願出者は入善町今江〇〇番地、〇〇さんで、これは自己の所有地を自ら利用するものです。除外対象地は、野中地区今江〇〇の内、地目は田、面積は653㎡で、除外後の用途は貸テニスコートです。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、申請地の近隣にテニスコートがないため、クラブチームや地区の子どもたちが日常的な練習に利用できるよう貸テニスコートが必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

申請者の孫は小学生で、テニスをしています。クラブチームに所属し、富山県代表として全国大会に出場したことがあり、プロになることを目指して練習しています。

しかし、練習場として、入善町内の公園のテニスコートは4面しかなく、主に中学生が使用しているため、現在は、朝日町まで練習に行っており、不便です。

また、そもそも、野中・舟見地区にはテニスコートが近くになく、日常的な練習場所が不足していることから、申請地にテニスコート1面を整備して、申請者の孫が所属するクラブチームや、地区の子どもたちに開放し、日常的に練習できるようにしたいと考えました。

申請面積は、標準的なテニスコート1面分として必要最小限の面積です。

地区の子どもたちに利用してもらうこと、また、管理がしやすいよう、申請者の自宅の傍に整備する必要がある、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存の宅地に隣接し、町道に面し、集団的農用地の規模を分断しないこと、残地は畑として利用する計画で、農業用機械の乗り入れがこれまでどおり確保されることから耕作に支障はなく、周囲の農地について、取水・排水がこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による営農が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、当該変更に係る土地は、担い手（所有等農地面積約14.8ヘクタール）が貸借し農業経営を行っている農地ですが、除外後においても所有等農地は14.7ヘクタールを確保する（農業経営面積0.7パーセント減）ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることはなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの排水に関して、雨水排水は側溝を設け隣

接する農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる面積が653㎡と小規模であること、農業用水路上を貸テニスコートへの進入路として利用しますが、農業用水路施設を破壊しない構造とすることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成8年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

以上、農振除外4件の申請になります。よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

質問、意見等がないようです。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第46号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、「異議なし」と意見を付すことに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採決することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、事務局からその他何かありますか。

事務局

まず、富山県農業施策に関する政策提案についてです。基本的に昨年と大きく内容は変えていませんが、4番（1）の、農地中間管理事業に係る機構集積協力金に関する提案のところに、「国の財源不足から交付の遅れが見られることから、適正な予算配分を求めるとともに、継続した安定的な支援が行えるよう交付要件を見直し」という文言を追加いたしましたので、ご確認ください。

次に、来月8月は恒例の合同農地パトロールの月です。例年どおり、農業委員会終了後に行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。パトロール先としては、最近許可された農地一時転用の状況確認の関係から、陸砂利採取の現場を考えています。

最後に、配布物として、耕作放棄地解消事例集と、毎年お配りしていますが、今年も富山県農業会議より、農地の有効利用と無断転用防止を訴えるのぼり旗が届いています。自宅や公民館に掲げるなど、農地パトロールの際や、地域住民への啓発活動にご活用くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はありませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第12回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、8月3日月曜日、午後1時30分から行います。

（閉会 午後2時47分）